

我孫子市休診日外来診療等体制確保支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多くの医療機関が休診し、市民が診療等を受けることが困難な期間において、発熱患者等の診療等を行うことができる体制を整備した発熱外来指定医療機関に対し、医療体制の維持及び業務の継続を支援するため、我孫子市休診日外来診療等体制確保支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）及び診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。）をいう。
- (2) 発熱外来指定医療機関 千葉県発熱外来指定要綱（令和2年10月16日付け健福第1213号千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知）に基づき千葉県から発熱外来の指定を受けた医療機関をいう。

(交付対象医療機関)

第3条 この要綱に基づき支援金の交付を受けることができる医療機関（以下「交付対象医療機関」という。）は、市内に所在する発熱外来指定医療機関とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる発熱外来指定医療機関の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 令和3年12月29日から令和4年1月3日までの期間において1日以上、発熱患者等に対する診療（次号において単に「診療」という。）及び発熱患者等の検体採取又は検査（以下この条において「検体採取等」という。）を行うことができる体制を整備した発熱外来指定医療機関（次号及び第3号に該当する者を除く。） 10万円

(2) 前号に掲げる期間において3日以上、診療及び検体採取等を行うことができる体制を整備した発熱外来指定医療機関（次号に該当する者を除く。） 50万円

(3) 我孫子市休日診療所の設置及び管理に関する条例（平成11年条例第27号）第1条の規定により設置された我孫子市休日診療所の医療体制の維持のため、我孫子医師会からの依頼に応じて、令和3年12月30日から令和4年1月3日までの期間の全てにおいて、検体採取等を行うことができる体制を整備した医療機関 50万円

（交付の申請）

第5条 交付対象医療機関は、支援金の交付を受けようとするときは、令和4年1月31日までに我孫子市休診日外来診療等体制確保支援金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。この場合において、我孫子医師会に加入している医療機関に係る支援金は、我孫子医師会が代理して申請することができる。

2 支援金の交付の申請は、1の医療機関につき1回に限る。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、我孫子市休診日外来診療等体制確保支援金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（請求）

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた医療機関は、支援金の交付を受けようとするときは、当該決定の通知を受けた日から起算して14日以内に市長に請求しなければならない。この場合において、我孫子医師会に加入している医療機関に係る支援金は、我孫子医師会が代理して請求することができる。

（交付の決定の取消し及び返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により交付の決定を受けた者がある場合は、当該決定を取り消すとともに、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに支援金の交付を受けた者に係る第8条に規定する交付の決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。